

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 門
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課) 一

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(同) 一

○フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(同) 三

○個人情報保護に関する法律施行条例

(県政情報・文書課) 三二

○情報公開条例の一部を改正する条例

(同) 三五

○核燃料税条例

(税 務 課) 三六

○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市町村課) 三八

○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(同) 三九

○総合運動場条例等の一部を改正する条例

(スポーツ振興課等) 三九

○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(商工金融課) 三九

条 例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)第四条の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

206,100	255,000	296,400	341,600	366,800
207,400	256,400	297,900	343,500	368,100
208,800	257,800	299,600	345,400	369,000
210,100	259,000	301,100	347,200	370,100
211,400	260,200	302,700	349,200	371,200
212,500	261,400	304,300	350,700	372,000
213,800	262,700	306,100	352,100	372,900
215,100	264,200	307,700	353,600	373,800
216,400	265,500	309,400	355,100	374,700
217,500	266,600	310,300	356,700	375,600
218,600	267,700	311,800	357,500	376,400
219,600	269,000	313,300	358,700	377,300
220,700	270,300	314,900	359,700	378,100
221,800	271,300	316,500	360,600	378,800
222,800	272,400	318,100	361,700	379,500
223,700	273,700	319,700	362,700	380,200
224,700	275,000	321,300	363,800	380,900
225,000	275,900	322,800	364,700	381,400
225,800	276,900	324,000	365,400	382,000
226,600	277,900	325,200	366,100	382,600
227,300	279,000	326,400	366,800	383,300
228,000	280,100	327,100	367,200	383,700
229,000	281,100	328,000	367,800	384,400
229,800	282,000	328,800	368,500	385,000
230,600	283,000	329,600	369,200	385,600
231,300	283,500	330,500	369,500	386,000
232,000	284,400	330,900	370,200	386,600
232,900	285,100	331,600	370,900	387,200
233,900	286,000	332,400	371,600	387,800
234,600	287,000	333,200	371,900	388,200
235,200	287,800	333,900	372,500	388,700
235,800	288,600	334,700	373,200	389,200
236,500	289,400	335,400	373,800	389,800
237,300	290,200	335,900	374,100	390,100
237,900	290,700	336,500	374,700	390,500
238,500	291,100	337,000	375,400	390,900
239,000	291,700	337,600	376,000	391,400
239,700	291,800	337,900	376,400	391,700
240,500	292,200	338,400	377,000	392,000
241,300	292,400	338,800	377,600	392,300
242,000	292,800	339,300	378,100	392,600
242,500	293,000	339,700	378,600	392,800
243,200	293,200	340,200	379,200	393,100
243,900	293,600	340,700	379,700	393,400
244,600	293,900	341,200	380,000	393,600

別表第一中

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
146,900	196,600	232,700	265,600	291,200
148,000	198,400	234,300	267,400	293,500
149,200	200,200	235,800	269,200	295,600
150,300	202,000	237,500	271,300	297,600
151,400	203,500	238,900	273,000	299,500
152,600	205,300	240,600	274,900	301,800
153,700	207,100	242,100	276,700	304,100
154,700	209,000	243,700	278,700	306,400
155,700	210,600	244,800	280,700	308,300
157,100	212,400	246,300	282,700	310,600
158,400	214,200	247,900	284,600	312,800
159,700	216,000	249,200	286,500	315,100
161,000	217,300	250,800	288,500	317,200
162,500	219,100	252,200	290,600	319,300
164,000	220,800	253,500	292,700	321,600
165,600	222,700	254,900	294,700	323,700
166,800	224,400	256,400	296,500	325,600
168,300	226,100	257,900	298,500	327,600
169,800	227,700	259,600	300,600	329,600
171,300	229,300	261,400	302,600	331,600
172,600	230,800	263,000	304,500	333,300
175,300	232,400	264,700	306,700	335,500
177,900	234,000	266,300	308,700	337,500
180,600	235,600	267,900	310,800	339,600
183,100	236,700	269,800	312,500	341,000
184,800	238,200	271,600	314,600	342,900
186,400	239,600	273,400	316,600	344,800
188,100	240,800	275,100	318,600	346,700
189,600	242,000	276,800	320,400	348,300
191,400	243,200	278,700	322,400	350,300
193,200	244,200	280,600	324,500	352,200
195,000	245,400	282,300	326,600	354,000
196,600	246,700	283,800	327,800	355,900
198,000	247,700	285,700	329,800	357,700
199,500	248,900	287,500	331,700	359,500
201,000	250,200	289,400	333,800	361,200
202,300	251,100	291,000	335,800	362,700
203,600	252,400	292,800	337,700	364,000
204,800	253,600	294,600	339,700	365,400

を

214,300	261,100	302,700	349,200	371,200
215,400	262,200	304,300	350,700	372,000
216,700	263,500	306,100	352,100	372,900
218,000	265,000	307,700	353,600	373,800
219,300	266,300	309,400	355,100	374,700
220,200	267,400	310,300	356,700	375,600
221,300	267,900	311,800	357,500	376,400
222,300	269,100	313,300	358,700	377,300
223,300	270,300	314,900	359,700	378,100
224,300	271,300	316,500	360,600	378,800
225,200	272,400	318,100	361,700	379,500
226,100	273,700	319,700	362,700	380,200
227,000	275,000	321,300	363,800	380,900
227,300	275,900	322,800	364,700	381,400
228,100	276,900	324,000	365,400	382,000
228,800	277,900	325,200	366,100	382,600
229,500	279,000	326,400	366,800	383,300
230,200	280,100	327,100	367,200	383,700
231,100	281,100	328,000	367,800	384,400
231,800	282,000	328,800	368,500	385,000
232,400	283,000	329,600	369,200	385,600
233,000	283,500	330,500	369,500	386,000
233,600	284,400	330,900	370,200	386,600
234,200	285,100	331,600	370,900	387,200
234,900	286,000	332,400	371,600	387,800
235,600	287,000	333,200	371,900	388,200
236,200	287,800	333,900	372,500	388,700
236,800	288,600	334,700	373,200	389,200
237,500	289,400	335,400	373,800	389,800
238,200	290,200	335,900	374,100	390,100
238,800	290,700	336,500	374,700	390,500
239,400	291,100	337,000	375,400	390,900
239,900	291,700	337,600	376,000	391,400
240,500	291,800	337,900	376,400	391,700
241,300	292,200	338,400	377,000	392,000
242,100	292,400	338,800	377,600	392,300
242,800	292,800	339,300	378,100	392,600
243,300	293,000	339,700	378,600	392,800
243,500	293,200	340,200	379,200	393,100
244,100	293,600	340,700	379,700	393,400
244,700	293,900	341,200	380,000	393,600

に
改
め
る。

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
150,800	199,500	235,600	267,300	292,100
151,900	201,300	237,200	269,000	294,400
153,100	203,100	238,700	270,500	296,500
154,200	204,900	240,200	272,300	298,500
155,300	206,400	241,500	274,000	300,300
156,500	208,200	243,100	275,900	302,300
157,600	210,000	244,600	277,700	304,400
158,600	211,900	246,100	279,700	306,400
159,600	213,500	247,200	281,600	308,300
161,000	215,300	248,700	283,600	310,600
162,300	217,100	250,200	285,500	312,800
163,600	218,900	251,500	287,400	315,100
164,900	220,200	253,100	289,300	317,200
166,400	222,000	254,200	291,100	319,300
167,900	223,700	255,500	293,000	321,600
169,500	225,600	256,800	294,700	323,700
170,600	227,200	258,100	296,500	325,600
172,000	228,900	259,500	298,500	327,600
173,400	230,500	260,900	300,600	329,600
174,800	232,000	262,400	302,600	331,600
176,100	233,400	264,000	304,500	333,300
178,700	234,900	265,700	306,700	335,500
181,200	236,500	267,300	308,700	337,500
183,700	238,000	268,900	310,800	339,600
186,000	239,100	270,700	312,500	341,000
187,700	240,600	272,500	314,600	342,900
189,300	241,900	274,300	316,600	344,800
191,000	243,100	276,000	318,600	346,700
192,500	244,300	277,500	320,400	348,300
194,300	245,300	279,400	322,400	350,300
196,100	246,300	281,300	324,500	352,200
197,900	247,300	283,000	326,600	354,000
199,500	248,400	284,300	327,800	355,900
200,900	249,300	286,000	329,800	357,700
202,400	250,200	287,500	331,700	359,500
203,900	251,200	289,400	333,800	361,200
205,200	252,100	291,000	335,800	362,700
206,500	253,400	292,800	337,700	364,000
207,700	254,600	294,600	339,700	365,400
209,000	256,000	296,400	341,600	366,800
210,300	257,300	297,900	343,500	368,100
211,700	258,700	299,600	345,400	369,000
213,000	259,900	301,100	347,200	370,100

別表第二中

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
171,000	186,700	212,900	252,900	296,100	322,200
172,700	188,400	214,900	254,700	297,900	324,400
174,500	190,200	216,900	256,500	300,000	326,500
176,200	192,000	218,900	258,300	302,300	328,500
177,500	193,800	220,900	260,000	304,000	330,700
179,400	196,200	222,700	261,800	306,200	332,600
181,300	198,500	224,800	263,400	308,200	335,000
183,200	200,800	226,700	265,100	310,300	337,200
184,800	202,800	228,800	266,500	312,200	338,900
186,500	205,400	230,600	268,100	314,400	341,200
188,200	207,900	232,400	269,400	316,500	343,400
189,900	210,500	234,200	270,700	318,500	345,700
191,700	212,700	236,000	272,100	320,600	347,700
193,800	214,500	238,000	273,500	322,700	349,900
196,000	216,300	239,900	274,600	324,900	352,100
198,100	218,100	241,800	275,900	327,100	354,200
200,200	220,000	243,300	276,600	328,800	356,200
202,600	221,700	245,100	278,000	331,100	358,200
205,000	223,700	246,900	279,500	333,200	360,200
207,400	225,500	248,700	280,700	335,600	362,300
209,900	227,200	250,300	282,000	337,500	364,100
211,700	229,000	251,800	283,200	339,500	366,100
213,400	230,800	253,000	284,500	341,600	367,900
215,200	232,600	254,300	286,000	343,600	370,000
217,100	234,200	255,600	287,200	345,500	371,700
218,800	235,900	256,800	289,000	347,600	373,700
220,600	237,700	258,100	291,000	349,600	375,700
222,300	239,400	259,300	293,000	351,600	377,800
224,300	240,600	260,400	295,000	353,400	379,600
226,100	242,400	261,500	296,800	355,500	381,700
227,900	244,200	262,700	298,500	357,300	383,800
229,700	246,000	263,800	300,300	359,400	385,800
231,300	247,400	264,300	302,000	360,800	387,700
233,000	248,900	265,600	303,700	362,900	389,800
234,700	250,200	266,700	305,600	364,800	392,000
236,400	251,700	267,600	307,300	366,900	393,900
237,700	253,000	268,400	309,100	368,800	395,600
239,500	254,300	269,600	310,700	370,900	397,100
241,300	255,500	270,600	312,600	372,900	398,400
243,100	256,700	271,600	314,300	374,900	399,800
244,500	257,800	272,800	316,000	377,000	401,000
245,900	259,000	274,100	317,800	379,100	402,100
247,200	260,000	275,400	319,700	381,200	403,100
248,400	261,100	276,600	321,700	383,200	404,100
249,700	261,700	277,700	323,400	384,900	405,400

250,800	262,800	279,100	325,300	386,600	406,600
251,900	263,900	280,400	327,200	388,200	407,700
252,800	265,000	281,800	329,000	389,900	408,900
253,600	265,800	283,600	330,400	391,400	410,200
254,700	267,000	285,300	332,000	392,400	411,000
255,800	268,000	286,800	333,400	393,400	411,800
256,900	269,100	288,300	335,200	394,400	412,500
257,400	270,300	289,800	336,700	395,700	413,000
258,600	271,200	291,400	338,400	396,800	413,700
259,500	272,600	293,100	340,000	397,900	414,400
260,600	273,800	294,800	341,800	399,100	415,000
261,500	274,800	296,200	342,700	400,400	415,700
262,500	276,300	297,900	344,400	401,200	416,100
263,300	277,500	299,700	346,000	402,000	416,700
264,300	278,900	301,500	347,600	402,700	417,300
265,500	280,500	302,900	349,300	403,200	417,700
266,100	282,100	304,700	351,000	403,900	418,300
267,200	283,400	306,600	352,700	404,600	418,800
268,100	284,900	308,300	354,400	405,400	419,300
269,200	286,300	309,600	356,000	405,700	419,900
270,400	287,500	311,300	357,600	406,400	420,500
271,500	289,000	312,700	359,200	407,100	420,900
272,400	290,400	314,400	360,800	407,700	421,400
273,600	292,000	315,800	362,000	408,100	421,800
275,000	293,500	317,200	363,500	408,600	422,100
276,200	295,100	318,500	364,800	409,200	422,400
277,500	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700
278,800	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000
279,900	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300
281,300	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600
282,500	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900
283,600	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100
284,800	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400
286,000	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700
287,000	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000
288,100	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200

を

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
175,500	191,300	216,300	256,400	298,000	323,100
177,200	193,000	218,300	258,200	299,800	325,300
179,000	194,800	220,300	260,000	301,600	327,400
180,700	196,600	222,300	261,800	303,600	329,400
182,000	198,400	224,300	263,500	305,300	331,500
183,900	200,500	226,100	265,300	307,200	333,300
185,800	202,700	228,200	266,900	309,200	335,000
187,700	204,900	230,100	268,600	311,300	337,200
189,300	206,900	232,200	269,700	313,100	338,900
191,000	209,300	234,000	271,200	315,300	341,200
192,700	211,800	235,800	272,500	317,400	343,400

194,400	214,100	237,600	273,700	319,400	345,700
196,100	216,100	239,400	275,000	321,400	347,700
198,100	217,900	241,400	276,300	323,400	349,900
200,200	219,700	243,300	277,300	325,000	352,100
202,200	221,500	245,200	278,500	327,100	354,200
204,300	223,400	246,700	279,200	328,800	356,200
206,400	225,100	248,500	280,600	331,100	358,200
208,700	227,100	250,300	282,000	333,200	360,200
211,000	228,900	252,100	283,200	335,600	362,300
213,200	230,600	253,700	284,500	337,500	364,100
215,000	232,400	255,000	285,600	339,500	366,100
216,700	234,200	256,200	286,900	341,600	367,900
218,500	236,000	257,500	288,100	343,600	370,000
220,400	237,600	258,700	289,100	345,500	371,700
222,100	239,300	259,900	290,700	347,600	373,700
223,900	241,100	261,200	292,400	349,600	375,700
225,600	242,700	262,300	294,000	351,600	377,800
227,600	243,900	263,300	296,000	353,400	379,600
229,400	245,700	264,300	297,800	355,500	381,700
231,200	247,500	265,500	299,500	357,300	383,800
233,000	249,300	266,500	301,300	359,400	385,800
234,600	250,700	267,000	302,900	360,800	387,700
236,300	252,200	268,300	304,600	362,900	389,800
238,000	253,500	269,300	306,500	364,800	392,000
239,700	255,000	270,200	308,200	366,900	393,900
241,000	256,100	271,000	309,900	368,800	395,600
242,800	257,400	271,900	311,500	370,900	397,100
244,600	258,600	272,900	313,400	372,900	398,400
246,400	259,600	273,700	315,100	374,900	399,800
247,800	260,600	274,700	316,200	377,000	401,000
249,200	261,700	275,800	317,800	379,100	402,100
250,500	262,700	276,800	319,700	381,200	403,100
251,700	263,700	277,600	321,700	383,200	404,100
252,800	264,300	278,700	323,400	384,900	405,400
253,900	265,400	280,100	325,300	386,600	406,600
255,000	266,400	281,400	327,200	388,200	407,700
255,700	267,500	282,800	329,000	389,900	408,900
256,400	268,300	284,500	330,400	391,400	410,200
257,300	269,300	286,200	332,000	392,400	411,000
258,400	270,300	287,700	333,400	393,400	411,800
259,400	271,200	289,200	335,200	394,400	412,500
259,900	272,200	290,600	336,700	395,700	413,000
261,100	272,900	292,200	338,400	396,800	413,700
261,900	273,900	293,900	340,000	397,900	414,400
263,000	274,800	295,600	341,800	399,100	415,000
263,900	275,800	297,000	342,700	400,400	415,700
264,800	277,300	298,400	344,400	401,200	416,100
265,600	278,500	300,100	346,000	402,000	416,700
266,400	279,900	301,800	347,600	402,700	417,300
267,300	281,400	303,200	349,300	403,200	417,700
267,800	283,000	304,700	351,000	403,900	418,300
268,600	284,300	306,600	352,700	404,600	418,800
269,200	285,800	308,300	354,400	405,400	419,300

270,300	287,100	309,600	356,000	405,700	419,900
271,500	288,300	311,300	357,600	406,400	420,500
272,600	289,800	312,700	359,200	407,100	420,900
273,500	291,200	314,400	360,800	407,700	421,400
274,500	292,800	315,800	362,000	408,100	421,800
275,900	293,900	317,200	363,500	408,600	422,100
277,100	295,400	318,500	364,800	409,200	422,400
278,400	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700
279,300	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000
280,400	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300
281,800	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600
283,000	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900
284,100	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100
285,300	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400
286,400	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700
287,100	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000
288,200	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200

に
改
め
る。

別表第三イの表中

1 級	2 級	特 2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
160,800	205,000	265,500	332,800
162,300	206,700	268,000	335,000
163,800	208,300	270,300	337,100
165,300	210,100	272,600	339,200
167,000	211,900	275,100	341,400
168,900	213,500	277,500	343,600
170,700	215,200	279,800	345,900
172,500	216,800	282,000	348,200
174,200	218,600	284,100	350,000
176,300	220,500	286,400	352,100
178,300	222,400	288,800	354,200
180,300	224,400	290,800	356,300
182,300	225,900	293,300	358,400
184,500	227,900	295,300	360,400
186,700	229,900	297,200	362,400
188,900	231,900	299,200	364,500
191,000	233,700	301,300	366,100
193,600	236,400	303,800	368,000
196,200	239,200	306,300	369,800
198,700	241,900	309,000	371,800
201,200	244,400	311,200	373,400
202,900	247,200	313,600	375,300
204,600	249,800	315,800	377,200
206,300	252,600	318,400	379,100
207,800	255,100	321,100	380,400
209,200	257,500	323,400	382,200
210,900	260,000	325,600	384,000
212,500	262,300	327,700	385,900
214,000	264,900	329,900	387,700
215,700	267,400	331,900	389,600
217,400	269,600	334,100	391,600
219,100	271,800	336,400	393,600
220,500	273,900	338,200	395,300
222,300	276,100	340,300	397,000
224,200	278,300	342,400	398,600
226,000	280,300	344,400	400,400
227,500	282,600	346,500	401,600
229,300	284,500	348,600	403,100
231,100	286,400	350,900	404,500
232,900	288,400	353,000	406,000

234,600	290,100	354,900	407,700
236,300	292,300	357,000	409,100
238,000	294,700	358,900	410,400
239,600	297,200	361,000	411,900
241,000	299,200	362,900	413,500
242,400	301,700	364,900	414,800
243,600	303,900	366,800	416,300
244,800	306,500	368,800	417,900
246,200	308,800	370,400	419,700
247,700	311,200	372,200	421,100
248,900	313,500	374,100	422,700
250,400	315,800	376,100	424,200
251,600	318,000	378,000	425,900
252,800	320,200	379,800	427,400
254,200	322,400	381,600	429,000
255,200	324,600	383,300	430,600
256,500	326,500	384,800	432,100
257,500	328,600	386,400	433,700
258,600	330,700	388,100	434,900
259,800	332,700	389,800	436,100
261,100	334,900	391,100	437,300
262,100	337,000	392,500	438,600
263,500	339,200	393,900	439,900
264,700	341,400	395,200	441,100
266,000	343,100	396,600	442,300
267,400	345,300	397,800	443,500
268,800	347,300	399,200	444,700
270,400	349,600	400,600	445,900
271,800	351,400	401,900	447,100
273,100	353,300	403,200	448,400
274,400	355,300	404,600	449,600
275,800	357,300	406,000	450,800
276,900	358,900	407,300	451,900
278,400	360,800	408,700	452,500
279,800	362,600	410,100	453,000

を

1 級	2 級	特 2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
165,100	208,300	268,800	333,800
166,600	210,000	271,200	336,000
168,100	211,600	273,500	338,100
169,600	213,400	275,700	340,200
171,300	215,200	278,100	342,200
173,200	216,800	280,400	344,000
175,000	218,500	282,700	345,900
176,800	220,100	284,800	348,200
178,500	221,900	286,900	350,000

	180,600	223,800	289,200	352,100
	182,600	225,700	291,500	354,200
	184,500	227,700	293,500	356,300
	186,500	229,200	296,000	358,400
	188,600	231,200	297,800	360,400
	190,700	233,200	299,700	362,400
	192,800	235,200	301,400	364,500
	194,900	237,000	303,200	366,100
	197,300	239,700	305,500	368,000
	199,900	242,500	307,700	369,800
	202,200	245,200	310,200	371,800
	204,600	247,700	312,400	373,400
	206,200	250,500	314,800	375,300
	207,900	253,100	317,000	377,200
	209,600	255,900	319,600	379,100
	211,100	258,200	322,000	380,400
	212,400	260,600	324,300	382,200
	214,100	263,100	326,500	384,000
	215,700	265,300	328,600	385,900
	217,200	267,800	330,700	387,700
	218,900	270,200	332,400	389,600
	220,600	272,400	334,100	391,600
	222,300	274,500	336,400	393,600
	223,700	276,600	338,200	395,300
	225,500	278,800	340,300	397,000
	227,400	280,900	342,400	398,600
	229,000	282,900	344,400	400,400
	230,500	285,200	346,500	401,600
	232,300	286,900	348,600	403,100
	234,100	288,800	350,900	404,500
	235,900	290,600	353,000	406,000
	237,600	292,100	354,900	407,700
	239,300	294,100	357,000	409,100
	241,000	296,100	358,900	410,400
	242,600	298,200	361,000	411,900
	243,800	300,200	362,900	413,500
	245,200	302,700	364,900	414,800
	246,400	304,900	366,800	416,300
	247,500	307,500	368,800	417,900
	248,800	309,700	370,400	419,700
	250,200	312,100	372,200	421,100
	251,400	314,400	374,100	422,700
	252,700	316,700	376,100	424,200
	253,900	318,800	378,000	425,900
	255,100	320,600	379,800	427,400
	256,400	322,700	381,600	429,000
	257,400	324,600	383,300	430,600
	258,700	326,500	384,800	432,100
	259,400	328,600	386,400	433,700
	260,500	330,700	388,100	434,900

261,500	332,700	389,800	436,100
262,600	334,900	391,100	437,300
263,500	337,000	392,500	438,600
264,600	339,200	393,900	439,900
265,400	341,400	395,200	441,100
266,700	343,100	396,600	442,300
268,100	345,300	397,800	443,500
269,500	347,300	399,200	444,700
271,100	349,600	400,600	445,900
272,400	351,400	401,900	447,100
273,700	353,300	403,200	448,400
275,000	355,300	404,600	449,600
276,400	357,300	406,000	450,800
277,400	358,900	407,300	451,900
278,900	360,800	408,700	452,500
280,300	362,600	410,100	453,000

に改め、別表第三口の表中

1 級	2 級	特2級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
160,800	176,700	265,500	294,500
162,300	178,800	268,000	297,100
163,800	181,000	270,300	300,000
165,300	183,200	272,600	302,500
167,000	185,200	275,100	305,000
168,900	187,400	277,500	307,200
170,700	189,600	279,800	309,600
172,500	191,800	282,000	312,000
174,200	193,900	284,100	314,400
176,300	196,800	286,400	316,800
178,300	199,500	288,800	319,500
180,300	202,200	290,800	322,500
182,300	205,000	293,300	324,900
184,500	206,700	295,300	326,800
186,700	208,300	297,200	328,700
188,900	210,100	299,200	330,800
191,000	211,900	301,300	332,800
193,600	213,500	303,800	335,000
196,200	215,200	306,300	337,100
198,700	216,800	309,000	339,200
201,200	218,600	311,200	341,400
202,900	220,500	313,600	343,600

	204,600	222,400	315,800	345,900
	206,300	224,400	318,400	348,200
	207,800	225,900	321,100	350,000
	209,100	227,900	323,400	351,800
	210,800	229,900	325,600	353,700
	212,400	231,900	327,700	355,600
	213,900	233,700	329,900	357,400
	215,600	236,400	331,900	359,200
	217,300	239,200	334,100	360,900
	219,000	241,900	336,400	362,800
	220,400	244,400	338,200	364,200
	222,200	247,200	340,300	365,900
	224,000	249,800	342,400	367,400
	225,700	252,600	344,400	369,200
	227,100	255,100	346,400	371,100
	228,800	257,500	348,300	372,600
	230,500	260,000	350,400	373,900
	232,200	262,300	352,300	375,500
	233,800	264,900	353,800	376,600
	235,500	267,400	355,600	378,100
	237,200	269,600	357,200	379,500
	238,800	271,800	358,900	381,000
	240,500	273,900	360,700	382,400
	242,000	276,100	362,400	384,000
	243,300	278,300	363,800	385,600
	244,700	280,300	365,400	387,100
	245,900	282,600	366,600	388,500
	247,300	284,500	368,100	390,000
	248,600	286,400	369,700	391,600
	249,800	288,400	371,300	393,000
	251,000	290,100	372,700	394,200
	252,400	292,300	374,200	395,500
	253,600	294,700	375,700	396,600
	254,600	297,200	377,300	397,700
	255,800	299,200	378,800	399,100
	257,000	301,700	380,200	400,300
	258,100	303,900	381,600	401,500
	259,300	306,500	382,900	402,800
	260,700	308,800	383,800	404,000
	261,600	311,200	385,000	405,000
	262,800	313,500	386,200	406,500
	263,700	315,800	387,300	407,800
	264,800	318,000	388,200	409,000
	266,200	320,200	389,400	410,100
	267,200	322,400	390,400	411,300
	268,500	324,600	391,600	412,400
	270,100	326,500	392,800	413,400
	271,600	328,600	393,800	414,600
	272,900	330,700	394,900	415,800

274,300	332,700	396,100	417,000
275,300	334,900	397,100	417,600
276,500	337,000	398,200	418,400
277,900	339,200	399,300	419,100
279,100	341,400	400,400	419,700
280,300	343,100	401,300	420,000
281,400	345,000	402,200	420,400
282,600	346,700	403,200	420,800

を

1 級	2 級	特 2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
165,100	181,000	268,800	297,400
166,600	183,100	271,200	300,000
168,100	185,300	273,500	302,700
169,600	187,500	275,700	305,200
171,300	189,500	278,100	307,700
173,200	191,500	280,400	309,800
175,000	193,600	282,700	312,200
176,800	195,700	284,800	314,300
178,500	197,800	286,900	316,400
180,600	200,600	289,200	318,700
182,600	203,200	291,500	321,100
184,500	205,800	293,500	323,600
186,500	208,300	296,000	326,000
188,600	210,000	297,800	327,900
190,700	211,600	299,700	329,800
192,800	213,400	301,400	331,900
194,900	215,200	303,200	333,800
197,300	216,800	305,500	336,000
199,900	218,500	307,700	338,100
202,200	220,100	310,200	340,200
204,600	221,900	312,400	342,200
206,200	223,800	314,800	344,000
207,900	225,700	317,000	345,900
209,600	227,700	319,600	348,200
211,100	229,200	322,000	350,000
212,300	231,200	324,300	351,800
214,000	233,200	326,500	353,700
215,600	235,200	328,600	355,600
217,100	237,000	330,700	357,400
218,800	239,700	332,400	359,200
220,500	242,500	334,100	360,900
222,200	245,200	336,400	362,800
223,600	247,700	338,200	364,200
225,400	250,500	340,300	365,900
227,300	253,100	342,400	367,400

228,800	255,900	344,400	369,200
230,200	258,200	346,400	371,100
231,900	260,600	348,300	372,600
233,600	263,100	350,400	373,900
235,300	265,300	352,300	375,500
236,900	267,800	353,800	376,600
238,600	270,200	355,600	378,100
240,300	272,400	357,200	379,500
241,900	274,500	358,900	381,000
243,500	276,600	360,700	382,400
245,000	278,800	362,400	384,000
246,300	280,900	363,800	385,600
247,400	282,900	365,400	387,100
248,700	285,200	366,600	388,500
250,000	286,900	368,100	390,000
251,300	288,800	369,700	391,600
252,400	290,600	371,300	393,000
253,600	292,100	372,700	394,200
255,000	294,100	374,200	395,500
256,000	296,100	375,700	396,600
257,000	298,200	377,300	397,700
258,200	300,200	378,800	399,100
259,200	302,700	380,200	400,300
260,300	304,900	381,600	401,500
261,300	307,500	382,900	402,800
262,500	309,700	383,800	404,000
263,200	312,100	385,000	405,000
264,100	314,400	386,200	406,500
264,800	316,700	387,300	407,800
265,900	318,800	388,200	409,000
267,300	320,600	389,400	410,100
268,300	322,700	390,400	411,300
269,600	324,600	391,600	412,400
271,100	326,500	392,800	413,400
272,600	328,600	393,800	414,600
273,900	330,700	394,900	415,800
275,300	332,700	396,100	417,000
275,700	334,900	397,100	417,600
276,900	337,000	398,200	418,400
278,300	339,200	399,300	419,100
279,500	341,400	400,400	419,700
280,700	343,100	401,300	420,000
281,500	345,000	402,200	420,400
282,700	346,700	403,200	420,800

に改める。

別表第四中

1 級	2 級	3 級	4 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
147,100	196,700	283,400	334,200
148,200	199,300	285,800	336,500
149,400	201,700	288,200	338,500
150,500	204,100	290,600	340,400
151,600	206,600	292,900	342,200
153,000	209,000	295,000	344,200
154,300	211,300	297,000	346,300
155,600	213,500	299,000	348,300
156,600	215,600	301,100	350,100
158,300	217,900	303,600	352,100
159,900	220,400	306,200	354,200
161,500	222,700	309,100	356,100
162,900	224,800	311,200	358,100
164,800	227,200	313,600	360,000
166,800	229,600	316,000	361,800
168,800	232,000	318,700	363,800
170,500	234,200	321,400	365,500
172,700	237,100	323,600	367,400
174,900	240,000	325,600	369,100
177,000	242,900	327,600	371,100
179,000	245,400	329,800	372,600
181,500	248,100	331,600	374,600
183,800	250,600	333,600	376,300
186,100	253,400	335,700	378,300
188,200	256,100	337,600	379,700
190,400	258,500	339,500	381,400
192,500	260,800	341,300	383,300
194,700	263,000	343,100	385,200
196,800	265,700	345,000	386,900
198,400	267,900	346,700	388,800
200,200	269,800	348,200	390,700
201,900	271,800	350,000	392,700
203,700	273,500	351,200	394,300
205,600	275,500	352,600	396,100
207,500	277,600	353,900	397,700
209,500	279,500	355,400	399,500
211,000	281,400	356,600	400,700
212,900	282,700	358,000	402,200

	214,800	283,900	359,200	403,600
	216,700	285,400	360,600	405,000
	218,500	286,800	361,300	406,500
	220,400	287,700	362,400	407,800
	222,300	288,700	363,700	409,300
	224,300	289,700	364,800	410,900
	226,000	290,400	365,900	412,300
	227,900	291,500	367,100	413,500
	229,700	292,600	368,400	415,100
	231,500	293,700	369,500	416,700
	233,200	295,000	370,600	418,000
	235,000	296,100	371,900	419,500
	236,700	297,100	373,200	421,000
	238,500	298,200	374,500	422,400
	239,900	299,400	375,200	423,800
	241,700	300,400	376,200	425,200
	243,300	301,700	377,200	426,600
	244,900	302,800	378,200	428,000
	246,100	303,600	379,000	429,100
	247,300	304,700	379,800	430,400
	248,300	305,900	380,500	431,800
	249,200	307,100	381,200	433,100
	250,200	308,000	381,800	434,000
	251,400	309,100	382,500	434,900
	252,300	310,200	383,400	435,900
	253,400	311,300	384,300	436,800
	254,600	312,100	384,900	437,700
	255,500	313,200	385,700	438,500
	256,600	314,100	386,500	439,100
	257,500	315,100	387,300	439,900
	258,400	316,100	387,900	440,300
	259,700	317,100	388,600	440,900
	261,000	318,200	389,300	441,400
	262,200	319,300	390,000	441,900
	263,600	319,800	390,700	442,400
	265,100	320,900	391,400	
	266,200	322,000	392,000	
	267,200	323,100	392,700	
	268,300	324,200	393,400	
	269,500	325,200	394,000	
	270,800	326,100	394,600	
	271,900	327,000	395,200	
	273,100	328,100	395,800	
	274,400	328,900	396,400	
	275,700	329,600	397,000	

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
151,100	199,800	286,100	335,100
152,200	202,400	288,500	337,400
153,400	204,800	290,800	339,400
154,500	207,300	293,200	341,300
155,600	209,800	295,500	343,000
157,000	212,200	297,400	344,700
158,300	214,500	299,400	346,300
159,600	216,700	301,100	348,300
160,600	218,800	302,900	350,100
162,300	221,100	305,300	352,100
163,900	223,600	307,600	354,200
165,500	225,900	310,100	356,100
166,900	228,000	312,200	358,100
168,800	230,400	314,600	360,000
170,800	232,900	317,000	361,800
172,800	235,300	319,700	363,800
174,400	237,500	322,200	365,500
176,500	240,400	324,400	367,400
178,600	243,300	326,400	369,100
180,600	246,200	328,400	371,100
182,600	248,700	330,500	372,600
184,900	251,400	332,100	374,600
187,100	253,900	333,600	376,300
189,300	256,700	335,700	378,300
191,300	259,100	337,600	379,700
193,500	261,500	339,500	381,400
195,600	263,800	341,300	383,300
197,800	265,900	343,100	385,200
199,900	268,500	345,000	386,900
201,400	270,600	346,700	388,800
203,200	272,500	348,200	390,700
204,900	274,400	350,000	392,700
206,700	276,100	351,200	394,300
208,600	278,100	352,600	396,100
210,500	280,100	353,900	397,700
212,500	282,000	355,400	399,500
214,000	283,900	356,600	400,700
215,900	285,000	358,000	402,200
217,800	286,200	359,200	403,600
219,700	287,400	360,600	405,000

221,500	288,600	361,300	406,500
223,400	289,300	362,400	407,800
225,300	289,900	363,700	409,300
227,300	290,600	364,800	410,900
229,000	291,300	365,900	412,300
230,900	292,400	367,100	413,500
232,700	293,500	368,400	415,100
234,500	294,600	369,500	416,700
236,100	295,800	370,600	418,000
237,900	296,900	371,900	419,500
239,600	297,900	373,200	421,000
241,200	299,000	374,500	422,400
242,500	299,800	375,200	423,800
244,200	300,800	376,200	425,200
245,800	302,100	377,200	426,600
247,300	303,200	378,200	428,000
248,500	303,700	379,000	429,100
249,700	304,700	379,800	430,400
250,600	305,900	380,500	431,800
251,500	307,100	381,200	433,100
252,500	308,000	381,800	434,000
253,500	309,100	382,500	434,900
254,400	310,200	383,400	435,900
255,300	311,300	384,300	436,800
256,200	312,100	384,900	437,700
257,100	313,200	385,700	438,500
257,900	314,100	386,500	439,100
258,500	315,100	387,300	439,900
259,300	316,100	387,900	440,300
260,600	317,100	388,600	440,900
261,900	318,200	389,300	441,400
263,100	319,300	390,000	441,900
264,400	319,800	390,700	442,400
265,900	320,900	391,400	
267,000	322,000	392,000	
268,000	323,100	392,700	
268,800	324,200	393,400	
270,000	325,200	394,000	
271,300	326,100	394,600	
272,400	327,000	395,200	
273,600	328,100	395,800	
274,700	328,900	396,400	
275,900	329,600	397,000	

に改める。

別表第五イの表中

1 級	2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
251,100	336,900	401,200
253,700	339,900	404,100
256,200	342,800	406,700
258,700	345,700	409,500
260,900	348,400	412,100
264,700	351,700	414,700
268,600	354,800	417,500
272,400	357,800	420,300
276,000	360,600	422,500
280,100	363,300	425,200
284,100	366,500	427,800
288,100	369,700	430,500
291,900	372,600	432,900
296,000	376,200	435,500
299,900	379,200	437,900
303,800	382,800	440,400
307,500	386,400	442,400
311,200	389,100	444,800
314,700	391,700	447,100
318,200	394,300	449,600
321,800	397,100	451,100
325,600	399,600	453,500
329,100	402,200	455,800
332,500	404,600	458,100
335,900	406,700	460,100
338,700	409,000	462,500
341,300	411,200	464,700
343,900	413,500	467,000
346,700	415,800	469,100
348,600	417,900	471,400
350,900	420,000	473,700
353,200	422,100	475,900

355,400	424,000	478,000
357,800	425,800	480,100
359,900	427,600	482,200
362,100	429,600	484,300
364,400	431,500	486,400
366,800	433,500	488,200
369,000	435,500	490,000
371,000	437,500	491,900
373,300	439,300	493,600
374,700	441,100	495,400

を

1 級	2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
254,400	339,600	401,900
257,000	342,600	404,800
259,500	345,400	407,400
262,000	348,300	410,200
264,200	351,000	412,500
268,000	354,100	414,800
271,900	357,200	417,500
275,700	360,000	420,300
279,300	362,400	422,500
283,400	365,000	425,200
287,400	367,700	427,800
291,400	370,500	430,500
295,000	373,400	432,900
299,100	377,000	435,500
303,000	380,000	437,900
306,800	383,600	440,400
310,400	387,000	442,400
313,900	389,700	444,800
317,400	392,300	447,100
321,000	394,900	449,600
324,600	397,500	451,100
328,400	399,700	453,500
331,700	402,200	455,800
335,100	404,600	458,100
338,500	406,700	460,100

341,000	409,000	462,500
343,600	411,200	464,700
345,900	413,500	467,000
348,300	415,800	469,100
350,100	417,900	471,400
352,000	420,000	473,700
354,000	422,100	475,900
356,200	424,000	478,000
358,600	425,800	480,100
360,700	427,600	482,200
362,900	429,600	484,300
365,000	431,500	486,400
367,400	433,500	488,200
369,600	435,500	490,000
371,600	437,500	491,900
373,800	439,300	493,600
374,800	441,100	495,400

に
改
め
、
別
表
第
五
口
の
表
中

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
151,800	189,400	224,900	251,000	282,600
153,300	191,000	226,500	252,200	284,500
154,700	192,600	228,100	253,400	286,600
156,100	194,200	229,700	254,800	288,600
157,300	195,800	231,100	256,000	290,700
159,100	197,300	232,700	257,200	292,900
160,800	198,900	234,200	258,400	294,800
162,400	200,400	235,800	259,500	296,800
164,000	202,000	237,000	260,800	298,800
165,700	203,700	238,500	261,600	300,900
167,400	205,300	239,900	262,600	303,000
169,200	207,000	241,100	263,600	305,200

170,700	208,500	242,700	265,000	307,300
172,600	210,100	244,100	266,100	309,200
174,600	211,700	245,300	267,700	311,300
176,500	213,300	246,700	269,100	313,300
178,400	214,700	247,500	270,600	315,300
180,100	216,300	248,700	272,300	317,300
182,000	218,000	249,900	274,000	319,400
183,900	219,700	251,000	275,700	321,600
185,700	221,000	252,400	277,500	323,400
187,200	222,600	253,300	279,300	325,400
188,700	224,000	254,300	281,000	327,200
190,200	225,500	255,400	282,600	329,200
191,800	226,900	256,600	284,400	330,900
193,100	228,300	257,900	286,200	332,800
194,700	229,600	259,300	288,100	334,900
196,100	230,900	260,800	289,900	336,900
197,600	232,200	262,200	291,600	338,200
198,800	233,600	263,800	293,500	340,000
200,100	235,100	265,400	295,300	341,700
201,400	236,400	266,900	297,200	343,500
202,800	237,500	268,300	298,900	345,200
204,200	238,800	270,000	300,600	347,000
205,500	239,800	271,600	302,400	349,000
206,900	241,100	273,200	304,200	350,800
208,000	242,700	274,700	305,500	352,600
209,400	243,700	276,300	307,300	354,300
210,700	244,800	278,100	308,800	355,900
212,000	246,100	279,700	310,400	357,600
213,100	247,400	281,200	312,100	358,800
214,300	248,300	282,800	313,800	359,900
215,500	249,500	284,500	315,400	361,100
216,700	250,700	286,200	317,100	362,300
217,900	251,800	287,700	318,000	363,600
219,000	253,100	289,400	319,400	364,400
220,000	254,400	291,100	321,000	365,600
221,100	255,600	292,800	322,600	366,700
222,100	257,200	294,000	324,000	367,700

223,200	258,600	295,600	325,300	368,700
224,100	259,900	296,900	326,500	369,700
225,100	261,100	298,500	327,800	370,700
225,400	262,200	299,800	328,900	371,500
226,200	263,600	301,300	329,900	372,300
226,900	265,000	302,700	331,000	373,200
227,700	266,300	304,200	332,000	374,100
228,400	267,100	305,200	332,500	374,600
229,300	268,400	306,500	333,400	375,400
230,000	269,700	307,700	334,300	376,200
230,700	271,000	309,100	335,200	377,100
231,600	271,900	310,400	336,000	377,500
232,300	273,100	311,600	336,300	378,200
233,200	274,400	312,900	336,900	378,900
234,200	275,700	314,100	337,600	379,600
234,800	276,500	315,500	338,200	380,000
235,500	277,700	316,300	338,900	380,600
236,200	278,600	317,100	339,600	381,300
236,900	279,700	317,900	340,300	381,900
237,600	280,700	318,500	341,000	382,300
238,200	281,700	319,200	341,500	382,800
238,800	282,800	319,900	342,100	383,300
239,300	283,900	320,600	342,700	383,800
240,000	284,500	321,300	343,000	384,400
240,800	285,200	321,500	343,600	384,900
241,600	285,700	322,100	344,100	385,500
242,300	286,500	322,700	344,700	386,100
242,700	287,300	323,300	345,200	386,600
243,300	287,900	323,800	345,700	387,100
243,900	288,500	324,300	346,200	387,600

を

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
155,800	192,300	227,900	253,600	283,400
157,300	193,900	229,500	254,700	285,300
158,700	195,500	231,100	255,900	287,400

160,100	197,100	232,700	257,200	289,400
161,300	198,700	234,100	258,400	291,500
163,100	200,200	235,700	259,600	293,700
164,800	201,800	237,200	260,600	295,600
166,400	203,300	238,800	261,700	297,600
168,000	204,900	239,800	263,000	299,400
169,700	206,600	241,200	263,700	301,300
171,400	208,200	242,600	264,600	303,000
173,200	209,900	243,700	265,400	305,200
174,500	211,400	245,200	266,500	307,300
176,300	213,000	246,500	267,700	309,200
178,200	214,600	247,700	268,900	311,300
180,000	216,200	249,000	270,000	313,300
181,900	217,600	249,800	271,500	315,300
183,500	219,200	251,000	273,200	317,300
185,400	220,900	252,100	274,900	319,400
187,100	222,600	253,200	276,600	321,600
188,600	223,900	254,600	278,200	323,400
190,100	225,500	255,400	280,000	325,400
191,600	226,900	256,300	281,700	327,200
193,100	228,400	257,200	283,300	329,200
194,700	229,600	258,200	284,900	330,900
196,000	231,000	259,300	286,700	332,800
197,600	232,300	260,400	288,600	334,900
199,000	233,500	261,700	290,400	336,900
200,500	234,700	263,100	291,600	338,200
201,700	236,000	264,700	293,500	340,000
203,000	237,500	266,300	295,300	341,700
204,300	238,700	267,800	297,200	343,500
205,700	239,800	269,100	298,900	345,200
207,100	241,100	270,800	300,600	347,000
208,400	241,800	272,400	302,400	349,000
209,800	243,100	274,000	304,200	350,800
210,900	244,700	275,100	305,500	352,600
212,300	245,600	276,700	307,300	354,300
213,600	246,700	278,500	308,800	355,900

214,900	247,900	280,100	310,400	357,600
216,000	249,000	281,200	312,100	358,800
217,200	249,800	282,800	313,800	359,900
218,400	250,800	284,500	315,400	361,100
219,600	251,600	286,200	317,100	362,300
220,600	252,700	287,700	318,000	363,600
221,700	254,000	289,400	319,400	364,400
222,700	255,300	291,100	321,000	365,600
223,700	256,500	292,800	322,600	366,700
224,600	258,000	294,000	324,000	367,700
225,600	259,400	295,600	325,300	368,700
226,500	260,700	296,900	326,500	369,700
227,400	261,900	298,500	327,800	370,700
227,700	262,600	299,800	328,900	371,500
228,500	264,000	301,300	329,900	372,300
229,100	265,400	302,700	331,000	373,200
229,900	266,700	304,200	332,000	374,100
230,600	267,500	305,200	332,500	374,600
231,300	268,600	306,500	333,400	375,400
231,900	269,800	307,700	334,300	376,200
232,500	271,000	309,100	335,200	377,100
233,200	271,900	310,400	336,000	377,500
233,800	273,100	311,600	336,300	378,200
234,400	274,400	312,900	336,900	378,900
235,100	275,700	314,100	337,600	379,600
235,700	276,500	315,500	338,200	380,000
236,400	277,700	316,300	338,900	380,600
237,100	278,600	317,100	339,600	381,300
237,800	279,700	317,900	340,300	381,900
238,400	280,700	318,500	341,000	382,300
239,000	281,700	319,200	341,500	382,800
239,600	282,800	319,900	342,100	383,300
240,100	283,900	320,600	342,700	383,800
240,500	284,500	321,300	343,000	384,400
241,300	285,200	321,500	343,600	384,900
242,100	285,700	322,100	344,100	385,500

242,800	286,500	322,700	344,700	386,100
243,200	287,300	323,300	345,200	386,600
243,500	287,900	323,800	345,700	387,100
244,000	288,500	324,300	346,200	387,600

に
改
め、
別
表
第
五
ハ
の
表
中

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
166,200	193,500	241,700	264,200	288,800
167,700	195,700	243,500	265,300	290,600
169,200	197,800	245,300	266,200	292,200
170,600	199,800	247,100	267,300	294,000
172,100	201,900	248,500	267,800	295,700
173,600	204,200	249,800	268,800	297,500
175,000	206,500	250,900	269,600	299,200
176,500	208,800	252,300	270,500	300,900
177,800	211,100	253,300	271,600	302,800
179,500	212,500	254,300	272,300	304,500
181,100	213,900	255,200	273,400	306,400
182,700	215,100	256,100	274,600	308,300
184,000	216,500	257,300	275,900	309,800
186,000	217,900	258,400	277,000	311,400
188,000	219,400	259,200	278,200	313,200
190,000	220,600	260,200	279,700	315,000
192,100	222,000	260,700	281,000	316,700
194,200	223,500	261,600	282,300	318,300
196,400	225,000	262,600	283,300	320,000
198,500	226,500	263,400	284,500	321,800
200,500	227,700	264,300	286,100	323,200
202,700	229,400	265,200	287,700	324,700
204,900	231,100	266,100	289,000	326,200
207,100	232,800	267,100	290,400	327,700
209,000	234,100	268,300	291,700	329,100
210,400	235,800	269,200	293,300	330,500
211,600	237,600	270,400	295,100	332,000
212,900	239,300	271,600	296,800	333,600
214,100	240,900	272,800	298,100	334,800
215,200	242,300	274,300	299,700	336,300

216,500	243,600	275,800	301,300	337,700
217,700	244,700	277,100	303,000	339,200
219,000	245,900	278,700	304,400	340,800
220,300	247,000	280,100	305,900	342,300
221,600	247,900	281,300	307,600	343,900
222,900	249,000	282,500	309,200	345,400
224,100	249,900	284,100	310,500	347,100
225,500	251,100	285,300	311,900	348,800
226,800	251,900	286,800	313,300	350,300
228,200	253,000	288,200	314,900	351,900
229,100	253,400	289,500	316,400	353,100
230,500	254,300	291,000	317,800	354,600
231,900	255,200	292,600	319,200	356,100
233,300	255,900	294,200	320,800	357,500
234,500	256,700	295,500	321,600	359,100
235,900	257,700	296,900	323,000	360,100
237,300	258,600	298,400	324,400	361,600
238,600	259,600	299,900	325,900	363,000
239,600	260,600	301,000	327,000	364,400
240,700	261,600	302,300	328,400	365,800
241,700	262,800	303,500	329,700	367,100
242,800	264,000	304,900	331,000	368,500
243,700	265,200	306,400	332,400	370,000
244,800	266,500	307,700	333,800	371,200
245,700	267,800	309,100	335,300	372,300
246,700	269,100	310,500	336,600	373,500
247,400	270,600	311,300	337,500	374,600
248,400	272,100	312,500	338,800	375,500
249,100	273,600	313,700	340,000	376,500
249,900	275,000	315,100	341,300	377,600
250,700	276,400	316,200	342,400	378,200
251,700	277,700	317,500	343,300	379,000
252,500	279,200	318,800	344,500	379,800
253,500	280,500	320,100	345,800	380,600
254,400	281,900	321,400	346,900	381,300
255,300	283,400	322,700	348,100	382,000
256,400	284,900	324,000	349,400	382,800
257,200	286,400	325,300	350,500	383,500
258,000	287,500	326,000	351,500	384,100
259,100	289,000	327,100	352,500	384,700
260,000	290,500	328,200	353,600	385,400
261,000	292,000	329,100	354,700	386,000
262,400	293,000	330,400	355,500	386,700
263,700	294,400	331,100	356,600	387,200
264,800	295,600	332,200	357,700	387,800
265,900	296,900	333,400	358,800	388,300

266,900	298,300	334,600	359,500	388,700
267,900	299,600	335,800	360,300	389,300
269,200	300,800	336,900	361,100	389,800
270,400	302,100	338,100	361,800	390,100
271,300	302,600	339,200	362,400	390,400
272,300	303,800	340,300	363,000	390,900
273,400	304,900	341,300	363,600	391,400
274,500	306,200	342,400	364,100	391,700
275,300	307,300	343,300	364,700	392,000
276,200	308,500	344,300	365,200	392,500

を

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
170,800	198,100	245,000	267,200	290,000
172,300	200,000	246,800	268,100	291,700
173,800	202,000	248,600	269,000	293,300
175,200	203,900	250,400	269,900	295,100
176,700	206,000	251,800	270,400	296,700
178,200	208,100	253,100	271,400	298,500
179,600	210,300	254,200	272,100	300,200
181,100	212,400	255,600	273,000	301,900
182,400	214,500	256,400	274,100	303,600
184,100	215,900	257,300	274,700	305,200
185,700	217,300	258,200	275,700	306,500
187,300	218,500	259,000	276,800	308,300
188,600	219,900	260,100	277,800	309,800
190,600	221,300	261,100	278,800	311,400
192,600	222,800	261,900	279,800	313,200
194,600	224,000	262,800	280,900	315,000
196,600	225,400	263,300	282,200	316,700
198,600	226,900	264,200	283,400	318,300
200,600	228,400	265,000	284,400	320,000
202,600	229,900	265,800	285,600	321,800
204,600	231,100	266,700	287,100	323,200
206,600	232,800	267,400	288,700	324,700
208,700	234,500	268,300	290,000	326,200
210,800	236,000	269,100	291,400	327,700
212,300	237,300	270,100	292,500	329,100
213,700	239,000	270,900	294,100	330,500
214,900	240,800	271,800	295,900	332,000
216,200	242,500	272,800	297,600	333,600
217,400	244,100	274,000	298,300	334,800
218,500	245,500	275,300	299,700	336,300
219,800	246,800	276,800	301,300	337,700

220,900	247,900	278,100	303,000	339,200
222,200	248,900	279,600	304,400	340,800
223,500	250,000	281,000	305,900	342,300
224,800	250,900	282,200	307,600	343,900
226,100	251,900	283,400	309,200	345,400
227,300	252,600	284,900	310,500	347,100
228,700	253,700	286,100	311,900	348,800
230,000	254,500	287,600	313,300	350,300
231,400	255,500	289,000	314,900	351,900
232,300	255,900	289,700	316,400	353,100
233,700	256,800	291,000	317,800	354,600
235,000	257,600	292,600	319,200	356,100
236,400	258,300	294,200	320,800	357,500
237,600	259,100	295,500	321,600	359,100
239,000	259,900	296,900	323,000	360,100
240,400	260,800	298,400	324,400	361,600
241,700	261,600	299,900	325,900	363,000
242,600	262,400	301,000	327,000	364,400
243,700	263,300	302,300	328,400	365,800
244,700	264,200	303,500	329,700	367,100
245,700	265,200	304,900	331,000	368,500
246,400	266,400	306,400	332,400	370,000
247,400	267,500	307,700	333,800	371,200
248,300	268,800	309,100	335,300	372,300
249,200	270,100	310,500	336,600	373,500
249,900	271,500	311,300	337,500	374,600
250,900	273,000	312,500	338,800	375,500
251,500	274,500	313,700	340,000	376,500
252,300	275,900	315,100	341,300	377,600
253,100	277,200	316,200	342,400	378,200
253,900	278,500	317,500	343,300	379,000
254,700	280,000	318,800	344,500	379,800
255,500	281,300	320,100	345,800	380,600
256,200	282,100	321,400	346,900	381,300
257,000	283,400	322,700	348,100	382,000
257,800	284,900	324,000	349,400	382,800
258,500	286,400	325,300	350,500	383,500
259,300	287,500	326,000	351,500	384,100
260,100	289,000	327,100	352,500	384,700
261,000	290,500	328,200	353,600	385,400
262,000	292,000	329,100	354,700	386,000
263,300	293,000	330,400	355,500	386,700
264,600	294,400	331,100	356,600	387,200
265,700	295,600	332,200	357,700	387,800
266,800	296,900	333,400	358,800	388,300
267,700	298,300	334,600	359,500	388,700

268,700	299,600	335,800	360,300	389,300
270,000	300,800	336,900	361,100	389,800
271,200	302,100	338,100	361,800	390,100
272,100	302,600	339,200	362,400	390,400
272,700	303,800	340,300	363,000	390,900
273,700	304,900	341,300	363,600	391,400
274,700	306,200	342,400	364,100	391,700
275,500	307,300	343,300	364,700	392,000
276,300	308,500	344,300	365,200	392,500

に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号俸）」とあるのは、「二号俸」を「第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第九条の二第一項第三号中「三万五千三百円」を「五万円」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

(一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「377,500」を「378,500」に改める。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「399,700」を「400,600」に改め、同条第二項の表中「333,200」を「334,200」

に改める。

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び次項から附則第五項までの規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の規定(第二十条の規定を除く。)、第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定(第五条の規定を除く。)及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「新任期付研究員条例」という。)の規定(第六条の規定を除く。)は令和四年四月一日から、新給与条例第二十条の規定、新任期付職員条例第五条の規定及び新任期付研究員条例第六条の規定は令和四年十二月一日から適用する。(一部適用日前の異動者の号俸の調整)

3 令和四年四月一日(以下「一部適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号俸については、その者が一部適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条又は第八条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員(以下この条において「単位期間」という。)の期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十條の二第一項及び第二項並びに第十條の三第一項から第三項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第十七条第一項において同じ。))の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの
 第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。
 第五条中「第三条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第十条の二第一項及び第二項を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる職員（第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合に、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第十七条第一項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十条の四第一項中「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第十七条第一項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「等」に改める。
 （職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 職員勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日）をいう。以下この条において同じ。とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとと区分することができない場合にあっては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二

週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時二十五分、十九時三十分、二十三時十五分又は二十四時十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。
 （一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「、第四条、第五条及び第八条第二項」を「及び第四項、第四条、第五条並びに第八条第二項」に改める。

第十四条第三項中「、第四条及び第五条」を「及び第四項、第四条並びに第五条」に改め、同条第六項中「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第十八条の二第一項中「、第四条、第五条及び第八条第二項」を「及び第四項、第四条、第五条並びに第八条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人

事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

(開示の手続)

第三条 開示決定を受けた者は、法第八十二条第一項の規定による通知があった日から九十日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

2 法第八十七条第一項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、法第七十七条第二項に規定する書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第四条 法第八十九条第二項に規定する手数料は、徴収しない。

2 法第八十七条第一項の規定により保有個人情報の開示を受け、写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第五条 法第八十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第八十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第八十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第十五条(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

(審査会の設置等)

第六条 法第五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問及び他の法令の規定による諮問に関する事項について調査審議するため、宮城県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(組織)

第七条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第九条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(審査会の調査権限)

第十一条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、法第五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第二項の規定により提示された保有個人情報に含まれている情報の内容及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 第二項及び前項の規定によるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十二条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第十三条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第十四条 審査会は、第十一条第四項若しくは第五項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付その他の物品の供与(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

5 第二項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議の会議の非公開)

第十五条 諮問庁からの諮問及び宮城県議会の保有する個人情報保護に関する条例(令和四年宮城県条例第六十七号)第四十五条第一項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公

開しない。

(答申書の送付等)

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、第六条第二項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

(答申の尊重)

第十七条 諮問庁は、諮問に対する答申があつたときは、その答申を尊重して、審査請求についての裁決を行わなければならない。

(秘密の保持)

第十八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(運用状況の公表)

第二十条 知事は、毎年度、各実施機関における個人情報の保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(実施機関への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第二十二条 第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。(経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第十三条及び第十五条第二項の規定による職務上又は事務に関し

て知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお

従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第三号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者（以下「旧実施機関の職員である者」という。）又は前条の規定の施行前に
おいて旧実施機関の職員であった者（以下「旧実施機関の職員であった者」という。）のうち、
同条の規定の施行前において旧個人情報情報の取扱いに従事していたもの

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定
管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の際現にされている旧条例第十六条、第二十七条又は第三十三条の規定による
旧個人情報情報の開示、訂正及び利用停止請求については、法第七十六条、第九十条又は第九十八条の
規定による保有個人情報情報の開示、訂正及び利用停止請求とみなす。この場合において、旧条例第二
十一条第一項、第三十条第一項又は第三十六条第一項の規定による決定の義務及び旧条例第二十
一条第四項（旧条例第三十条第四項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に
よる期間の延長については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の際現にされている旧条例第三十七条の規定による諮問における調査審議につ
いては、なお従前の例による。

4 旧条例第四十六条第一項の規定により置かれた宮城県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」と
いう。）は、第六条第一項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
この場合において、旧審査会の委員である者の任期は、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六
年十月十三日までとする。

5 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の
委員であった者に係る旧条例第五十七条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義
務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有してい
た個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等
により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部
を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役
又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であつた者
二 第一項第二号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有
していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（前項に規定するものを除き、その全部又
は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 第七項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が
保有していた行政文書に記録されている旧個人情報情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の
不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

10 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報情報の取扱いの委託を受けた業務又は公の施
設の管理の事務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下こ
の項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関して前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その
法人又は人に対しても、各項の罰金刑を科する。

11 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟
行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に
関する法律の規定を準用する。

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰につい
ては、その失効後も、なお従前の例による。

情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「開示請求の」を「開示請求が」に、「起算して十五日以内」を「十四日以内に、
開示決定等（に、行政文書を」を「又は行政文書を」に、「第十一条」を「第十一条」に、「又
は」を「及び」に、「（以下「開示決定等」と総称する）」を「を含む。」を「を含む。」に改める。
第八条第一項各号列記以外の部分中「情報」の下に「（以下「不開示情報」という。）」を加える。

第九条中「前条の規定により開示することができない情報（以下「不開示情報」という。）」を「不
開示情報」に、「、非開示情報」を「、不開示情報」に改める。

第十条及び第十一条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第十八条第一項中「(個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)を除く。)」を削る。

第十九条第一号中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第二十五条第三項中「とき」の下に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第二十七条第三項中「し、又は」を「又は」に改め、同条第四項中「ものに」を「者に」に、「又は」を「又は」に改める。

第二十九条ただし書中「ただし」を「この場合において」に改める。

第三十条第一項ただし書及び第二項中「その他」を「、その他」に改める。

第三十一条中「応じ」を「応じて」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2 審査会は、第二十二条第二項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

第三十七条(見出しを含む)中「施行の」を「運用」に改める。

第三十九条中「実施のため」を「施行に関し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の情報公開条例第五条第一項の規定により現にされている開示の請求は、この条例による改正後の情報公開条例第五条第一項の規定による開示の請求とみなす。

核燃料税条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 発電用原子炉 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。

二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。

四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(価額割の納税義務者等)

第三条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の十一第三項の規定による確認(次条第三項において「使用前事業者検査の確認」という。)を受けた日
- 二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第一項の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

第四条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間(以下「課税期間」という。)は、次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで
- 二 七月一日から九月三十日まで
- 三 十月一日から十二月三十一日まで
- 四 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間の途中において、発電用原子炉の設置後最初に使用前事業者検査の確認を受けた場合、当該発電用原子炉に係る課税期間は、当該使用前事業者検査の確認を受けた日から当該使用前事業者検査の確認を受けた日の属する同項各号に掲げる期間の末日までとする。

4 第二項の規定にかかわらず、原子炉等規制法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を受けた日（以下「認可日」という。）（第二項各号に掲げる期間の末日を除く。）の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、次に掲げる期間とする。

一 当該認可日の属する第二項各号に掲げる期間の初日から当該認可日の属する月の末日まで

二 当該認可日の属する月の翌月の初日から同日の属する第二項各号に掲げる期間の末日まで

5 第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間の中途において、原子炉等規制法第四十三条の三の三十四第三項において準用する原子炉等規制法第十二条の六第八項の規定による確認を受けた場合、当該確認を受けた発電用原子炉に係る課税期間は、当該確認を受けた日（以下「廃止措置確認日」という。）の属する第二項各号に掲げる期間の初日から当該廃止措置確認日までとする。

（課税標準）

第五条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。）の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日（廃止措置確認日の属する課税期間にあつては、当該廃止措置確認日の前日）現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

3 第一項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号に規定する熱出力（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた発電用原子炉の熱出力）とする。

4 課税期間が三月に満たない場合における第一項の発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（税率）

第六条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、二万二千三百円とする。

3 前項の規定にかかわらず、認可日の属する月の翌月以降における出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、一万千五百円とする。

（徴収の方法）

第七条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第八条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課される価額割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 納税義務者の名称、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次項において同じ。）

二 課税標準たる核燃料の価額及び税額

三 核燃料の挿入のあつた発電用原子炉の名称及び設置場所

四 核燃料の発電用原子炉への挿入年月日

五 その他知事が必要と認める事項

2 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して二月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 納税義務者の名称、所在地及び法人番号

二 課税標準たる熱出力及び税額

三 発電用原子炉の名称及び設置場所

四 課税期間

五 その他知事が必要と認める事項

3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後において当該申告に係る課税標準たる核燃料の価額若しくは熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

（賦課徴収）

第九条 核燃料税の賦課徴収については、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第四、第四條の二、第七條第二項、第十三條、第十六條の四、第十七條第三項及び第六十九條の規定を準用する。この場合において、同条例第四條及び第四條の二第一項中「県税」とあるのは「核燃料税」と、同条例第二項中「徴収金を納付し、又は納入する義務」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を納付する義務」と、同条例第七條第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費」と、「県税事務所長」とあ

るのは「知事」と、同条例第十三条第一項中「この条例」とあるのは「核燃料税条例（令和四年宮城県条例第七十四号）」と、同条例第十六条の四中「第十六条及び第十六条の二」とあるのは「法第二百八十条」と、同条例第一百七条第三項中「第一項本文」とあるのは「法第二百八十三条第一項本文」と、同条例第二百六十九条中「この条例」とあるのは「核燃料税条例」と読み替えるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収については、法、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の定めるところによる。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、この限りでない。

（この条例の施行に伴う課税期間の特例）

3 施行日の属する課税期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

（この条例の失効）

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日（以下「失効日」という。）の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

（この条例の失効に伴う課税期間の特例）

6 失効日前の最後の課税期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表三の二の項中「第十四条第四項」を「第十四条第三項及び第四項」に改め、同項レを削り、同項ソ中「レまで」を「タまで」に改め、同項ソを同項レとし、同表八の三の項イ中「第八十七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に改め、同表中八の十の項を八の十一の項とし、八の五の項から八の九の項までを一項ずつ繰り下げ、八の四の項の次に次のように加える。

八の五 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（（県営土地改良事業で法第八十九条の二第九項の規定による換地処分を伴うもの（同条第十一項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。）イ 法第八十九条の二第十項において準用する法第五十四条の三の規定による清算金の徴収及び支払等
ロ 法第二百三十三条第一項の規定による清算金の供託等

山元町

第二条の表二十二の二の項中「仙台市」を削り、同表二十三の項中「各市町村」の下に「（仙台市を除く。）」を加え、同表三十の二の項中「富谷市」の下に「柴田町」を、「大和町」の下に「色麻町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三の二の項の改正規定及び同表八の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例（平成二十二年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項口中「届出」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。」を加え、同表四の項及び八の項中「届出」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

総合運動場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

総合運動場条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

- 一 総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）第十六条第一項第五号及び第六号
- 二 ライフル射撃場条例（昭和五十七年宮城県条例第十八号）第十一条第一項第四号及び第五号
- 三 漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）別表第七第四の項及び第五の項

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

○宮城県条例第七十八号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十三年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は公益財団法人みやぎ産業振興機構（昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）及び「東日本震災により被害を受けた」を削り、「事業の再生を支援する」を「振興及び地域経済の活性化に資する」に改める。

第二条第三号及び第五号を削り、同条第四号中「又は機構」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号中「協会又は機構」を「協会」に改め、「信用保証協会法第二十条第一項第一号に掲げる債務の保証をした場合又は機構がその事業として債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「及び」という。）を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 求償権 協会が、信用保証協会法第二十条第一項第一号に掲げる債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- 三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

第三条中「又は機構が」を「から」に、「求償権の放棄又は譲渡」を「当該求償権の金額に満たない額による譲渡に限る。以下同じ。」であつて次に掲げるものをしようとする場合において、それにより中小企業者等の事業の再生」を「求償権の放棄等の申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第四十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第四十条第二号に掲げる業務により行われる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 四 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

宮城県知事 村 井 嘉 浩

五 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業再生計画又は同法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等に係る弁済計画

六 産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）

又は同法第二十条において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条に規定する決定に基づき策定された事業の再生に関する計画

九 私的整理に関する準則として規則で定めるものに基づき策定された事業の再生等に関する計画
本則に次の二条を加える。

（議会への報告）

第四条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。